資料４

令和７年度２回庁議提案　　審議・報告・その他
提　出　日：令和７年４月１８日
担当部・課：建設部建築指導課〔内線５６７７〕

①　件　名

石巻市危険ブロック塀除却等事業における加算金の交付対象範囲の拡充について

②　施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】
本市では、道路に面するブロック塀等の倒壊による事故の未然防止と通行人の安全確保のため、危険なブロック塀等の除却を促すことを目的に、平成３１年４月から危険ブロック塀の除却に要する費用を補助する「石巻市危険ブロック塀除却等事業」を実施してきた。
また、当該事業では、宮城県が実施する「宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業」による補助を活用し、スクールゾーン内の危険ブロック塀等の除却に対する補助金の加算も行っている。
令和７年３月に宮城県が補助金交付要綱を改正し、「スクールゾーン内のブロック塀等の除却」に限定していた加算金の交付対象範囲が「通学路又は避難路に面したブロック塀等の除却」に拡充された。

【目的】
県の補助金交付要綱の改正に合わせ、本市においても加算金の交付対象範囲を拡充したもの。

③　根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】
（国）社会資本整備総合交付金交付要綱（平成２２年国官会第２３１７号）
【〔総合計画との整合性　総合計画の位置付け：有・無〕　又は　〔個別計画との整合性〕】
第２章　都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち
第３節　危険ブロック塀除却等事業

④　提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

平成３１年　４月	石巻市スクールゾーン内危険ブロック塀等除却事業補助金交付要綱の全部改正（改正後の名称「石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱」）
令和　２年　６月	石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正 （「宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金交付要綱」の創設に伴い、県費の加算金を追加）
令和　７年　３月	・宮城県小学校スクールゾーン内ブロック塀等除却工事助成事業補助金交付要綱の一部改正（改正後の名称「宮城県ブロック塀等除却工事助成事業補助金交付要綱」）（令和７年４月１日施行） ・石巻市危険ブロック塀除却等事業補助金交付要綱の一部改正（令和７年４月１日施行）

⑤　主な内容

【加算金の交付対象範囲の拡大】
加算金の交付要件から、スクールゾーン内のブロック塀等に限定する要件を削除した。
なお、石巻市耐震改修促進計画において、全ての道路を避難路として位置付ける本市では、要綱改正に伴い、市内全域の道路に面するブロック塀等の除却が加算金の交付対象となる。

改正点	改正後	改正前
加算金の交付対象	補助金の交付対象となるブロック塀等で、かつ、市が行うブロック塀等危険度判定基準による判定調査の結果、要改善又は緊急改善と判定されたものである場合	補助金の交付対象となるブロック塀等で、かつ、スクールゾーン内のブロック塀等（市が行うブロック塀等危険度判定基準による判定調査の結果、要改善又は緊急改善と判定されたものに限る。）である場合

※スクールゾーン：小学校を中心とした概ね半径５００ｍ以内の区域。

⑥　実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

危険ブロック塀等の除却件数の増加が見込まれ、地域の安全の確保につながる。

【市財政への負担】

年度	件数	補助額（合計）	国費	市費	県費
Ｒ４	135 件	37,385 千円	17,763 千円	17,764 千円	1,858 千円
Ｒ５	64 件	16,054 千円	7,803 千円	7,804 千円	447 千円
Ｒ６	53 件	14,551 千円	7,124 千円	7,124 千円	303 千円
Ｒ７	77 件	27,525 千円	10,875 千円	10,875 千円	5,775 千円

※令和４年度から令和６年度は実績額、令和７年度は当初予算措置額。

（財源）

国費：社会資本整備総合交付金（１／２）

県費：宮城県ブロック塀等除却工事助成事業補助金（１／４）

（補助額内訳）

補助対象経費上限額　４５０千円／件での試算

【改正後】補助対象範囲：通学路又は避難路

国　費 （１／３）	県　費 （１／６）	市　費 （１／３）	自己負担 （１／６）
150 千円	75 千円	150 千円	75 千円

【改正前】補助対象範囲：スクールゾーン外

国　費 （１／３）	県　費 （０／０）	市　費 （１／３）	自己負担 （１／３）
150 千円	0 千円	150 千円	150 千円

⑦　他の自治体の政策との比較検討

県内３４自治体のうち２２自治体が加算金の交付対象範囲の拡充に向け調整中（仙台市、白石市、多賀城市等）

⑧　今後の予定及び施行予定年月日

⑨　その他